8　この条約を批准した加盟国は、この条約を批准していない国がこの条約の定める基準と同等の基準を適用していると認められるまでの間、当該批准していない国を旗国とする船舶への船員の雇入れから生ずるおそれのある問題につき、実行可能な限り自国民に周知させる。この条約を批准した加盟国によってとられるこのような措置は、関係する両国が締約国である条約に定める労働者の移動の自由の原則に抵触するものであってはならない。

9　この条約を批准した加盟国は、自国を旗国とする船舶の船舶所有者であって、この条約の適用を受けない国又は領域に本拠を置いている船員の募集及び職業紹介のための機関を利用するものに対し、当該船員の募集及び職業紹介のための機関がこの基準に定める要件を満たすことを実行可能な限り確保するよう求める。

10　この基準のいかなる規定も、加盟国を旗国とする船舶について、船舶所有者又は当該加盟国の義務及び責任を減ずるものと解してはならない。

B 1.4.1 指針　組織上及び運営上の指針

B 1.4 指針　募集及び職業紹介

1　権限のある機関は、A 1.4 基準1の規定に基づく義務を履行する場合には、次のことを考慮すべきである。

(a)　船員の募集及び職業紹介のための機関（公共のものであるか民間のものであるかを問わない。）の間の効果的な協力を促進するために必要な措置をとること。

(b)　船舶の乗組員の一部であって当該船舶の安全な航行及び汚染の防止のための活動について責任を負うものを構成する船員のための訓練計画を船舶所有者、船員及び関連のある訓練機関の参加を得て作成する場合には、海運業における国内的及び国際的な要請

(c)　公共の船員の募集及び職業紹介のための機関が存在する場合には、その組織及び運営について代表的な船舶所有者団体及び船員団体が協力するための適当な措置をとること。

(d)　私生活についての権利及び秘密の保護の必要性に妥当な考慮を払いつつ、船員の募集及び職業紹介のための機関が船員の個人情報の処理（収集、保管、組合せ及び第三者への当該情報の伝達を含む。）を行うことができる条件を決定すること。

(e)　海上の労働に係る市場に関連する全ての情報（乗組員として労働する船員の現在の及び予想される供給であって、年齢、性別、地位及び資格ごとに分類されたもの並びに海運業における要請を含む。）の収集及び分析のための措置を維持すること。年齢又は性別に関する情報の収集は、統計上の目的のためにのみ、又は年齢若しくは性別に基づく差別を防止するための計画の枠組みにおいて使用される場合にのみ認められる。

(f)　公共及び民間の船員の募集及び職業紹介のための機関であって、船舶の安全な航行及び汚染の防止のための活動について責任を負う船舶の乗組員のためのものを監督する責任を負う職員が、承認された海上業務の経験を含む適切な訓練を受けており、及び海運業について関連する知識（訓練、資格証明及び労働基準に関する関連の海事に係る国際文書に関するものを含む。）を有することを確保すること。

(g)　船員の募集及び職業紹介のための機関について、運営上の基準を定めること並びに行動規範及び倫理規範を採択すること。

(h)　品質基準の制度に基づき免許又は資格証明の制度について監督を行うこと。

2　加盟国は、A 1.4 基準2に規定する制度を構築するに当たり、その領域内に設置される船員の募集及び職業紹介のための機関に対し検証可能な実務上の手順を作成し、及び維持することを要求することを考慮すべきである。民間の船員の募集及び職業紹介のための機関のための実務上の手順並びに公共の船員の募集及び職業紹介のための機関のための実務上の手順（適用可能な範囲のものに限る。）は、次のことを取り扱うべきである。

(a)　健康検査、船員の身分証明書その他船員が雇用を得るために必要なもの

(b)　私生活についての権利及び秘密の保護の必要性に妥当な考慮を払いつつ、当該船員の募集及び職業紹介のための機関による募集及び職業紹介の制度の対象となる船員の十分かつ完全な記録を維持すること。この記録には、次の情報を含めるべきであるが、これらに限定されない。

(i)　船員の資格

(ii)　雇用に関する記録

(iii)　雇用に関連する個人の情報

(iv)　雇用に関連する医学的な情報

(c)　当該船員の募集及び職業紹介のための機関が船員を供給する船舶の最新の一覧表を維持し、及び緊急の場合にはいつでも当該船員の募集及び職業紹介のための機関に連絡を取ることのできる手段があることを確保すること。

(d)　特定の船舶における又は特定の会社による勤務の機会の提供に関して、船員が当該船員の募集及び職業紹介のための機関又はその職員による搾取の対象とならないことを確保するための手続

(e)　船舶所有者と船員との間の賃金の前払その他の金銭上の取引であって、当該船員の募集及び職業紹介のための機関が取り扱うものから生ずる船員の搾取の機会を防止するための手続

(f)　募集の過程において船員が負担することが予期される費用がある場合には、当該費用を明確に公表すること。

(g)　船員が従事することとなる職務に適用される特別の条件及び船員の雇用に関する船舶所有者の特別の方針について当該船員に通知することを確保すること。

(h)　自然的正義の原則に基づく手続であって、国内法令及び国内慣行並びに適用可能な場合には団体交渉の合意に従って能力又は規律の欠如の事例を取り扱うためのもの

(i)　雇用のために提出される全ての義務的な証明書及び文書が最新のものであり、かつ、不正に取得されたものでないこと並びに雇用履歴が確認されていることを実行可能な限り確保するための手続

(j)　船員が海上にいる間、当該船員の家族が情報又は助言を要請する場合において、その要請について迅速に、好意的に、かつ、無料で対処することを確保するための手続

(k)　船員が紹介された船舶における労働条件が船舶所有者と代表的な船員団体との間で締結した適用可能な団体交渉の合意に適合していることを確認し、及び方針として、適用可能な法令又は団体交渉の合意に適合する雇用条件を船員に提示する船舶所有者に対してのみ船員を供給すること。

3　加盟国と関係する機関との間における次のような国際協力を奨励することについて考慮を払うべきである。

(a)　海運業及び労働市場に関する二国間の、地域的な及び多数国間の体系的な情報交換

(b)　海上の労働に係る法制に関する情報交換

(c)　船員の募集及び職業紹介に適用される政策、作業方法及び法制の調和

(d)　船員の国際的な募集及び職業紹介のための手続及び条件の改善

(e)　船員の需給及び海運業における要請を考慮に入れた労働力についての計画の策定

第二章　雇用条件

目的

第1.1規則　船員の雇用契約

1　船員の雇用条件は、明確な書面による契約であって法的に執行することができるものに定め、及び規範に定められた基準に適合するものとする。

2　船員の雇用契約は、船員が署名する前に当該契約の条件について検討し、及び助言を求める機会を有すること並びに署名する前にそれらの条件を自由に受け入れることが確保される状況の下で、当該船員によって同意されなければならない。

3　船員の雇用契約は、加盟国の国内法令及び国内慣行に適合する限りにおいて、適用可能な団体交渉の合意を含むものと了解する。